

令和5年第2回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和5年6月9日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 6月9日 午前10時04分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 欠員 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 土居正明 参事 黒田祐介
総務課長 辻中哲也 公民連携室長 小西修司
協働のまち推進課長 森脇登志男 町民税務課長 戸毛祥博
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 山本剛
産業観光課長 中尾勇 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 坂本やよい 主査 川崎由果
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 報第2号 令和4年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程5 報第3号 令和4年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について
日程6 報第4号 令和5年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画

について

日程 7 報第 5 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

日程 8 承第 6 号 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて

日程 9 議第 22 号 吉野町税条例の一部を改正することについて

日程 10 議第 23 号 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について

日程 11 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただ今の出席議員総数は8名でございます。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回吉野町議会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p> <p>日程1 会議録署名議員の指名について</p> <p>会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。</p> <p>6番 上滝義平議員 8番 中西利彦議員を指名いたします。</p> <p>日程2 会期の決定についておはかりします。</p> <p>本定例会の会期は本日より16日までの8日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は本日より16日までの8日間に決定いたしました。</p> <p>開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いします。</p> <p>中井町長。</p>
中井町長	<p>開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>令和5年第2回吉野町議会定例会を招集させていただきましたところ、全員ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本定例会に上程させていただく議案でございますが、報告案件4件、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が1件、補正予算(案)が1件でございます。改めまして、慎重審議よろしく願いいたします。</p> <p>さて、先日でございますけれども、6月2日金曜日に台風2号と梅雨前線の影響により各地で大雨が降りました。吉野町に至りましても、町内道路、そして河川、農地様々なところで、100か所以上の被害が出ております。また議会におきましても、委員会等でも説明をさせていただきながら、1日でも早く復旧できるように努めてまいりたいと思っております。そして、改めてこの災害</p>

を通して、日常の備えや防災体制につきましても感じたところもございます。今、庁舎であったり跡地利活用、様々なところで、町民の命を守る形を緊急的に整備していかなければならない時期と感じておりますので、それにつきましても、委員会等でも今後の方向性であったり、また今の状況を説明させていただきたいと思っております。そしてまた、台風3号につきましても接近中とのことでございますので、この議会におきましても、どのような状況になるかわかりませんので、そのような体制をとりながら臨んでまいりたいと思っております。

この機会を通しまして、4月の臨時議会以降の行政報告を、皆さん方のお手元に配付のとおりでございますが、主なものだけご報告をさせていただきます。

5月1日「複業人材活用 実証実験最終報告会」という形で、アナザーワークスさんと協定を結ばせていただきまして、人事戦略アドバイザーを昨年登用させていただきました。特に令和5年度におきましても、職員の人材育成という点が重点施策になっております。そしてまた、昨今の働き方、人材育成等においても、この人事戦略アドバイザーという形で民間の視点を取り入れた形で、3月末の最終報告という形で5月1日にさせていただきました。引き続き民間の視点を持ちながら継続しながら、職員のモチベーションを高める人材育成に努めてまいりたいと思っております。

5月5日「町民ゴルフ大会」でございます。これは例年させていただいておりますけれども101名の参加、そしてまた2025年には関西オープンもグランデージで開催されるということで、より地域にある資源として機運醸成にも努めてまいりたいと思っております。

5月11日「学校給食試食会」という形で、5月8日に5類相当になったということ、そしてまた議会の皆さん方にも承認いただきながら、臨時地方創生交付金を活用させていただいて、昨年から今年度におきましても給食費の無償化を継続させていただいております。そして、さらには食育の取り組みということで、学校のほうに紹介という形で参加をさせていただきました。栄養士の先生方を中心に、農（みのり）の達人、地域の食材を利用した形で給食に非常に力を入れていただいているということで、さくら学園での食育の取り組みを、

今後もしっかりと強化できるように努めてまいりたいと思っております。

そして裏面にまいりまして、ちょっと飛びますけれども、5月30日「令和5年度（一社）吉野ビジターズビューローを定時社員総会」がございました。これは、平成25年にビジターズビューローが設立され、いろいろと事業を展開する中で、令和3年、4年と吉野町の職員を派遣しながら、ビューローのDMOへ向けての取り組みを進めてきたところがございます。この辺も令和5年度から代表理事を私が務めさせていただいて、そして理事の改正もございました。より地域に密着した形での観光行政になるように努めるということで、社員総会に参加をさせていただきました。

6月1日「日越堺友好協会・ベトナムビンディン省訪日団来庁」という形で、人民委員会委員長など22名の方がお越しになりました。これは実は、2021年に日越堺友好協会の理事長さんが吉野町を訪れていただきました。それは、このビンディン省のヴィンタイン県というところで、桜並木をつくっていくと、そういったところに寄附をされておりました。そこで、エコツーリズムプロジェクトの一環としても、その桜並木を寄贈して、しっかりとしたものにしていきたいということで、何とか日本一の桜の名所ということでご協力をいただけないかということで、2021年に日越投資カンファレンスというのが東京で開催されました。そこで桜を軸とした友好の交流ということで合意をさせていただいて、今年の6月1日の来日になったということがございます。そこで、吉野町の桜の歴史であったり、そしてまた育成方法など、そういった取り組みを説明させていただきました。そして苗木を贈呈させていただいて、気候が違いますので育つかどうかも含めて、そこからやるということで訪問をいただいたということがございます。

6月4日「第3回津風呂湖カヌー大会」これは、2027年にワールドマスターズゲームズが延期になりました。それに伴って機運醸成を高めるということ、そして地域の方々にカヌーの普及、より身近なところでカヌーを経験していただくということで第3回が開催されました。非常に良いお天気の中で、改めて津風呂の資源のすばらしさを感じたところであります。

そして、6月7日「令和5年度（活力ある地方を創る首長の会）総会」とい

うのが、東京の衆議院会館で開催されました。これはWeb会議などで何度かこの行政報告に出ているのですけれども、コロナ禍で全国の市長会そしてまた町村会、知事などが総合的につながるということで、Webを中心に様々な大臣に出させていただきながら、この会を運営していただいています。それがリアルな総会という形で、前管総理の特別講演という形で行われたということでございます。実際に抗原検査キットであったり、またデジタル庁の取り組みであったり、マイナンバーの河野大臣など、オンラインを通して、職員も含めて意見交換ができるという形で、コロナ禍以降に設立した組織でございます。それがリアルに東京で行われたということでございます。

そして昨日、「吉野町政策アドバイザー（齋藤精一様）委嘱式」をさせていただきました。こちらは、マインドトレイルも含めてですけれども、大阪関西万博に向けて観光と森林、林業、木材業、そういったものを共創デザインという形でこれから展開していきたいというところで、企業とのネットワーク、人脈があるという形で無報酬でアドバイザーになっていただきました。以上が行政報告でございます。改めまして、6月上程させていただきました議案の慎重審議をお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項のただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書、別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 報2号「令和4年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

黒田参事。

黒田参事	<p>ご説明申し上げます。提出議案等説明資料の1ページをご覧ください。報第2号「令和4年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」説明いたします。</p> <p>根拠法令といたしましては、地方自治法第213条第1項の繰越明許費の規定に伴い、地方自治法施行例第146条第2項の規定による議会報告を行うものでございます。3月議会の補正予算の説明の中でご説明させていただきました一覧のうち、実際に繰越明許を行うことが決定したものの一覧でございます。</p> <p>繰越明許費といたしまして、2款「総務費」公有財産管理事業から7款「土木費」町道新設改良事業までの4事業、4,296万円を翌年度に繰越しを行うものでございます。なお、繰越額の財源内訳につきましては、下の表のとおりとなっております。以上を報告させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>本件につきましては、報告にとどめます。</p> <p>日程5 報第3号「令和4年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。</p> <p>辻中総務課長。</p>
辻中 総務課長	<p>それでは、報第3号「令和4年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」説明を申し上げます。提出議案等説明資料2ページをご覧くださいと思います。</p> <p>まず、令和4年度の決算の概要を説明させていただきます。収益的収入及び支出でございますが、収入は99円 定期預金の利息でございます。支出はありません。また、資本的収入及び支出でございますが、収入は0円、支出につきましては2万6,118円。こちらは土地開発基金への利息の支払いでございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、前年度繰越利益剰余金で補填をしたものでございます。</p>

また、3番の剰余金処理計算書でございますが、前年度と比較いたしまして99円の増額で、4,801万4,042円となったものでございます。4番の事業報告につきましては、令和4年度は、積極的な公有地取得がなかったということで、通常業務に終始したところでございます。公有用地の移動はなく、借入金の増減もありませんでした。以上でございます。よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程6 報第4号「令和5年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中
総務課長

それでは、報第4号「令和5年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画資金計画について」説明を申し上げます。同じく説明資料の3ページをご覧くださいと思います。

令和5年度の土地開発公社の予算の概要でございます。収益的収入及び支出につきましては、それぞれ42万円と定めるものでございます。また、2番の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は1,100万円。長期化借入金につきましては、公有地取得が発生した場合に借入れを行うものでございます。また支出につきましては、資本的支出1,105万4,000円でございます。こちらにつきましても、公有地取得費及び土地開発基金への利息でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5万4,000円につきましては、前年度繰越利益剰余金で補填するものでございます。3番の事業計画でございますが、令和5年度におきましては、公有地取得の先行取得1,000万円、またそれに付随する事業費用として100万円を計上しております。なお、資金計画につ

きましては、以下のとおりでございます。なお、急遽の土地の購入があつて必要になった場合の予算ということでご理解をいただけるとありがたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程 7 報第 5 号「地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中尾産業観光課長。

中尾産業
観光課長

それでは、提出議案等説明資料 4 ページをご覧ください。報第 5 号「地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について」でございます。根拠法令といたしましては、法第 180 条第 1 項による専決処分並びに同第 2 項による議会報告に基づく報告でございます。概要といたしましては、公用車の事故に係る損害賠償額を定め和解することについてでございます。相手方並びに公用車の運転者につきましては、お手元に記載のとおりでございます。事故の概要といたしまして、本年 3 月 12 日 日曜日 夕方でございます。吉野町上市の国道 169 号線におきまして、運転中に荷物が崩れてきた関係でハンドル操作を誤りまして、国道に設置をしておりますガードレールに衝突し、損傷させたものでございます。過失割合としては、町が 100%ということで、損害賠償額につきましては、14 万 6,300 円でございます。今後、吉野町及び相手方双方本件事故に関しては、異議を申立てないことを確認させていただきました。職員に対しましては、今後とも安全運転をするよう指導を徹底させていただいたところでございます。以上でございます。

野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>本件につきましては、報告にとどめます。</p> <p>日程 8 承第 6 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>
戸毛町民税務課長	<p>それでは、承第 6 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をいたします。根拠法令といたしましては、地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分、同条第 3 項議会報告・承認を求めるものでございます。専決処分の概要でございますが、令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 3 号）となっております。専決処分年月日につきましては、令和 5 年 5 月 1 日としております。補正予算の概要でございますが、歳入歳出の補正前の額 56 億 6,011 万 9,000 円に対しまして、610 万 3,000 円を今回補正額として計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を 56 億 6,622 万 2,000 円としているものでございます。歳入の補正の概要ですが、今回国庫補助金として 610 万 3,000 円を計上しております。歳出の補正につきましては、3 款「民生費」に子育て世帯生活支援特別給付金事業として 610 万 3,000 円を計上しております。主な支出科目といたしまして、システム改修委託料 108 万 9,000 円、それから給付金 450 万円としております。</p> <p>なお、本事業につきましては、先ほどありましたように、令和 4 年 4 月分の児童手当、特別児童手当受給者で令和 4 年度の町県民税均等割非課税の方々に対し、また令和 4 年 1 月 1 日以降家計急変世帯の方を対象として、児童 1 人あたり 5 万円を寄附するように、国からの求めに応じて実施する事業でございます。早急に入金する必要がございましたので、本日現在で家計急変の方を除い</p>

て37世帯77名分、385万円を本日入金完了しておる次第でございます。なお今後、家計急変世帯の方につきましては、2月末まで申請期限を設けまして、給付事業を進めてまいります。以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決しました。

日程9 議第22号「吉野町税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民
税務課長

それでは、議第22号「吉野町税条例の一部を改正することについて」議案説明資料6ページに基づき、ご説明を申し上げます。

改正の趣旨といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の中で、令和5年7月1日以降に施行される部分について、吉野町の税条例の一部を改正するものでございます。根拠法令についてはご覧のとおりでございます。

す。改正する条例につきましては、吉野町税条例となっております。

改正の概要についてご説明をいたします。今回改正をいたしますのは、先の臨時議会でご説明しました専決処分をいただいたもの以外について、令和5年7月1日以降に改正が必要なものについて提案をさせていただいております。

1点目、軽自動車税関係として、種別割の税率について三輪の特定小型原付、いわゆる電動キックボードをミニカー区分から除外するように改正するものでございます。

軽自動車税2点目、燃費排ガス試験不正の再発防止策として、不正により生じた環境性能割及び種別割の不足額を、不正を行ったメーカーを納税義務者とみなし徴収する際に、納付不足額を加算する割合を10%から35%に引き上げるよう改正するものでございます。

続きまして、個人住民税関係につきまして、森林環境税が令和6年1月1日に新設の国税として実施されるため、国内に住所を有する個人に対し年額1,000円を個人住民税に導入するため、それに伴う規定の改正を行うものでございます。次に、給与所得者の扶養控除等の親族等の申告書を簡素化するための規定を条例改正するものでございます。なお、3番に書かせていただきますように、①と書いてる分については令和5年7月1日施行、②については令和6年1月1日施行、③については令和7年1月1日施行という形で条例提案をさせていただいております。以上、説明となりますのでよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 23 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

黒田参事。

黒田参事

ご説明申し上げます。提出議案等説明資料の 7 ページをご覧ください。議第 23 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について」ご説明いたします。

まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,443 万 6,000 円を追加し、補正後の歳入歳出の予算額を 57 億 1,065 万 8,000 円とするものでございます。歳入の補正といたしまして、15 款「国庫支出金」新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,212 万 1,000 円。20 款「繰越金」1,231 万 5,000 円でございます。歳出につきましては、まず 1 款「議会費」議会運営事業 330 万 2,000 円の減でございます。2 款「総務費」913 万 8,000 円の減でございます。主なものといたしまして、町議会議員補欠選挙事業 686 万 3,000 円。3 款「民生費」149 万円の減。主なものは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 145 万円。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 260 万円で、いずれも昨年度実施いたしました事業の精算に伴う返還金でございます。5 款「農林水産業費」208 万円で、主なものは、農地保全活動推進事業 100 万円でございます。続きまして、6 款「観光商工費」4,134 万 6,000 円で、主なものは、ふるさと吉野商品券事業 3,342 万 6,000 円でございます。なお、2 款「総務費」から 9 款「教育費」までの青字部分は、職員給与費で 239 万 9,000 円の増でございます。こちらは主に、令和 5 年 4 月 1 日付の人事異動に伴うものでございます。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

続いて一般質問に入ります。

日程 11 一般質問に入ります。

上滝義平議員より出されております

(1) ごみ処理問題について

の一般質問をお願いします。

上滝議員、以前のように起立して質問をお願いいたします。

上滝議員 はい。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 6番 上滝でございます。

私から一般質問をさせていただきますが、皆さんにわかりやすくご回答願いたいと思います。

ごみ問題でございますけれども、質問1番目として、一般廃棄物の処理は、町の責任において処理する必要があるというふうにうたわれております。その根拠はどこにあるのか、担当課長から簡単にご説明を願いたいと思います。

野木議長 山本暮らし環境整備課長。

山本暮らし環境整備 ただいまご質問いただきました部分につきまして、廃棄物特別措置法という法律に基づいてあるのですが、ちょっと私今、現在その法律の条文等を持ち合

課長	<p>わせておりませんのでお答えすることが出来ません。申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。</p>
野木議長	<p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>今、産業廃棄物とおっしゃいましたが、私が言うとする一般廃棄物の処理は、町の責任においてしなけりゃならないということをおたわれておるそうでございますけれども、その処理する必要があるという、その根拠はどこにあるのかわっていうぐらひは、担当課長としてしっかり勉強をしていただきたいと思ひます。</p> <p>次に、質問2に入ります。さくら広域行政組合から脱退をしたと。なぜ脱退したのかというようなことを、よく住民の方から聞かれます。2番目に檀原へ持って行くのは、どのくらい払っておるんだというようなものもござひます。</p> <p>今後どうやっていくのかわっていうことをよく聞かれるわけでありまして、今回質問をさせていただくわけでございますけれども、まず2点目の問題として担当課長から、さくら広域行政組合を脱退してからの経緯を簡単にご報告願ひたいと思ひます。</p>
野木議長	<p>山本課長。</p>
山本暮らし環境整備課長	<p>ただいまいただきました質問にお答えさせていただきます。なぜ脱退したのかというお話でございますが、これまでの経緯について触れさせていただきたいと思ひます。</p> <p>まず平成28年4月に吉野町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村、大淀町の7町村におきまして、さくら広域環境衛生組合を設立し、用地選定や施設整備等に着手したというのは、皆さんご存じのところでございます。その後、平成30年10月5日、さくら広域環境衛生組合の議会で工事期間であるとか内容につきまして、突然の延長提案があったということで記録を確認しております。詳細の説明がなかったというような内容でございます。</p>

それから、平成30年の11月の時点で再度、さくら広域環境衛生組合議会の全体協議会で10月の質問について回答を求めたが得られなかった、工事の延長理由であるとか予算はどうなるのかとか、総合的な面で今後どうなるのかというような項目等でございます。それらを受けまして、平成30年12月14日、平成30年第4回吉野町議会定例会第2日目におきまして「さくら広域環境衛生組合からの脱退を求める決議」こちらは、議員提案としていただいております。提出議員1名、また賛成議員2名の提案をいただきまして、原案のとおり全会一致で、つまり10名の議員全会の一致ということで可決をいただいたとなっております。

その後、約1か月後の平成31年1月16日でございますが、平成31年第1回吉野町議会臨時会が招集開催されまして、その中で議第1号「さくら広域環境衛生組合から脱退することについて」ということで町のほうから議案が提出されております。

議案の内容としましては、脱退する期日については、2年後にあたります令和3年、つまり2021年の1月31日限りということで、こちらにつきましても、議員10名の全会一致の可決ということで原案のとおり可決をいただきまして、その結果2019年、令和元年10月1日にさくら広域環境衛生組合からの正式脱退ということが決まったというのが、これまでの経緯でございます。

つまり、なぜというご質問でございましたので簡単に申しますと、工事の期間の延長があつて、それに対して詳しい説明をいただけなかったと、そういった中で、今後いろんな選択肢があり、最少の経費で最大の効果が上げられるのではないかとということで、議案については全会一致で可決をいただいたということで認識をしております。どうぞよろしく願いいたします。

それと、あわせてご質問いただいた、もう1点あったかと思うのですが、すいません、内容をもう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

ご説明ありがとうございました。今、担当課長の報告のとおり、さくら広域

行政組合については全員の議員が公共の利益のためにはならないというようなことで、全員一致脱退することに私も同意をしたものでございます。

しかしながら、知らない人は、なぜさくら広域から脱退するのかというようなことをよく問われるので、この一般質問の機会を通して皆さん方に認識をしていただきたいなと思ったわけでございます。

その後櫃原のほうへ、ごみ1トン30,555円の支払いのもとに、令和6年3月31日までと聞いております。そのことが確かなものかどうかということが1点。

それから2番目に、これは町長にお伺いしますが、御所のほうへ投入をするとは聞いてますが、今どねんなつとんだという話を聞きたいわけでございます。例えば、ごみ協力金があるのかどうか、当初のお金がかかるものかどうか、あるいは今櫃原では1トン30,555円ですけれども、御所へ持っていったらどのぐらいの金額が要るものかどうか、それに変わって次にどうなるのかっていうようなことを、税金の無駄遣いしないという意味でお考えだけ述べていただきたいと思います。

野木議長 山本課長。

山本暮らし環境整備課長 先ほどちょっと聞き漏れておりました、櫃原市さんへの処理委託料ということでございますが、こちらにつきましては、令和2年7月に開催されました吉野町の一般廃棄物処理の在り方検討委員会、そちら2回目のところで説明をしている経緯がございまして、29年からごみのほうは委託をして処分をお願いしてたわけですが、1トンあたり30,000円というものが、平成30年の消費税8%から10%になることによって、今ご指摘いただきました30,555円という金額になったという報告がございまして、そのとおりということでございます。

また、今現在櫃原市さんのほうで引受けていただいております処理の契約、これは吉野広域行政組合が櫃原市さんと契約をしてという部分でございますが、それにつきましては、令和6年3月31日までというご指摘のとおり間違いございません。以上でございます。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>自席から失礼いたします。現在の状況についてご報告をさせていただきます。経緯は先ほど担当課長から話あったとおり、さくら広域脱退から現在に至るという経緯は、私自身も当時の議員でございましたので、私も今のごみ処理行政に対して、今後行政負担ができるだけ少なくなるよう、そういった判断から脱退をした一人でございます。その中で令和3年12月議会におきまして、やまとクリーンパークと協議をしているという報告をさせていただきました。その後、地元との協議、そしてまた構成自治体がありますので、田原本、御所、五條、そういった議会とのやりとり、そこで今、上滝議員がおっしゃっていただいたような、詳細な金額等々について詰めているところでございます。そして令和6年3月がタイムリミット、これは前回の一般質問でもあったと思うのですが、それは決まっておりますので、そこに向けて現在は最終の段階に入っているということでございます。恐らく、10月から吉野広域行政組合もさくらのほうに移行していくという流れの中で、我々においてもそれを一つの目途として進めてきた経緯がございますので、その点について今最終の段階に来てるということで、やまとクリーンパーク、そしてまた構成自治体の議会の報告があった後に、やはり我々は議会の皆さん方に説明するという形で現在進めております。ですから、確実に進んでいるということでご理解をいただければと思っております。以上です。</p>
野木議長	上滝議員。
上滝議員	<p>今町長から簡単にご説明をしていただいたわけでございますけれども、私心配しておるのは御所のほうへ投入を1トン30,555円であるのか、ないのかということが1点。あと1点目は、迷惑料というのが要るのか、要らんのかというのは2点目。3点目は、当初の負担金がなんぼか言われるのちやうかなというように思いでものを申しておるわけでございますが、町長、実際無駄遣いのな</p>

いように行政の責任において、ごみの焼却については値切るって言葉はちょっと具合悪いですけれども、できるだけ公共の利益のために情熱を捧げていただきたいなと思います。地方公務員法第30条には、地方公務員は全体の奉仕者として、公共の利益のために情熱をささげなければならないという文言がある以上、しっかりと何回も足を運んで、1トン30,555円以下になるような努力をしていただきたいと思います。

私、御所と五條の市会議員に心安い方もおりまして、できるだけ負担をかけないようなことで協力してくれよというような声かけも私からしてあります。行政側から責任を持って、無駄遣いのないように安価な値段で投入できるようにお願いをしていただくように願って、一般質問を終わります。以上です。

野木議長 続いて、藤本昌義議員より出されております。

- (1) 吉野町職員へのSDGsについて
 - (2) 自然災害に対する町の取り組みについて
- の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員 1番 藤本でございます。一般質問の許可をいただきましてありがとうございます。マスクをとって発言させていただきます。

野木議長 どうぞ。

藤本議員 まず私の質問は二つございまして、まず1点目、吉野町職員へのSDGsというタイトルをつけてございます。これは本年4月、吉野町に新しい新規採用職員8名が入庁いたしました。本当に喜ばしい限りでございますが、その陰で職員の定年前退職が近年多いように私は感じておりまして、それぞれ事情があると思うのですけれども、吉野町役場が魅力ある役場として、住民サービスを向上させる意味においても、これからの役場の環境や働き方改革、また具体的な施策と目標を伺いたいと思います。

まず、その中の一つ目として、離職・退職の現状についてここ5年ぐらいを目途に離職者数と定年退職者の数の割合、またその定年前退職の理由、プライバシーに関わるようなことは伏せておいていただきたいと思います。例えば、他の職に就くとか通勤が遠くなったとか、病気療養のため、魅力がなくなったとかそういうことと離職者の方の年齢層がわかれば教えていただきたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず私のほうから大きなことも含めて、それでまた詳細については担当課長からご説明をさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。

先ほどの吉野町職員のSDGsについて、職員の今の状況でございますけれども、前回3年の12月にも藤本議員は一般質問をいただいております。そのときにも、若手職員が活躍できる環境づくりということでご質問いただいたかと思っております。その点につきまして現在の公務員、そしてまた企業の若い人たちが辞めていく率も高くなっている。このような状況の中で、いかに人材育成や職場環境の改善をしていくかというのは、非常に大事なことでございます。それと同時に令和5年度においては、職員の人材育成が重点施策の一つとして、柱として位置づけておりますので、その点について本日は質問いただいたことに感謝申し上げます。

令和5年間の退職者数でございますけれども43名でございます。このうち、定年退職は20人、割合は46.5%になっております。他の職に就くという形は5名でございます。ただ、退職時には様々な事情がありますので、詳細は不明という方もおられます。そして、20代から40代の退職者が13人で30.2%でございます。この点が一番私自身も就任した当初、この人材をいかに減らしていくかというところが大きなポイントでございましたので、この辺を把握するために令和2年度に自己申告をしていただいて、それを私自身も見ながら今の実態を見させていただきました。そして、令和3年度においては管理職以下のアン

ケートを実施し、そして令和4年度、昨年ですけれども、全職員に人材育成の一環としてアンケートをさせていただきました。やはり、まだまだ若年層の退職、そして実態を改善していくためには、やっぱりコミュニケーションが大事であろうということで、令和5年4月19日に昨年と今年の新規採用職員と意見交換をさせていただいて、現状のお話を聞かさせていただきました。そして5月25日には、意見交換からの流れなのですが、若い人たちがアイデアを出し合える雰囲気づくりというのも大事なということで、アイデア会議という位置づけで第1回目をさせていただきました。黒田参事が総務省から昨年派遣をいただいておりますので、職員に対しての講話をしていただいたという流れで来てます。そういった中で、しっかりと現状を把握するということが第一であって、その中で育成をしていくという手を打っていきたいと考えております。状況につきましては、今の数字で報告をさせていただきます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

実は、現状とこれから職員が持続可能なための取り組みについてお伺いしようと思ったのですが、町長さんのほうからもう先にいろいろ報告あったので、その中で働き方改革という意味で、結構残業している方が多いのではないかなと感じております。実際のところ、今職員の方はどのくらい残業をされてますか。

野木議長

辻中総務課長。

辻中
総務課長

実質の数字ということで令和4年度につきましては、年間の残業時間でいうと1万686時間、56名ぐらいが対象となっております。年度末や年度初めが増加傾向にありまして、3月、4月、5月に偏っておるということです。ただ今年度につきましては、4月1,060時間 前年度は1,147時間、5月830時間 前年度1,006時間ということで、減少傾向には持ってきとったんですけれども、今回また災害対策とかは残業という形になろうかということで、この辺の部分に

	<p>についてはシーズン性とかというのにも考慮されるということでございます。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>残業は、どうしてもしなければはならないときもあるかと思うのですけれども、できるだけ残業をしない職場の取り組みを目標としてやっていっていただきたいと思います。</p> <p>先ほど町長からご説明ありました、自己申告をして、またヒアリング、意見交換をして適切な配置をされていると思うのですけれども、ただ専門職の方はどうしても異動というのがなかなかされない。そういう方の例えば配置替えとかというのは、役場に入ってから専門職だからずっとここだっという、そういうのも職員にとっては希望がなくなるような気がするのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>専門的な見識が高まれば高まるほど、そこでの必要性が高まってくるというのが、今の地方自治体の多様なニーズに応えるためには必要かなという部分もあるのですが、なかなかそこで固定というの本人のためにはどうかというところもあります。その中で、どういった形でこれから町の職員を位置づけていくか、今年8名を採用させていただいて、年齢構成のバランスをちょっと取りました。ただ、これから出生率が下がってきて、恐らく人手不足、特に若い人材はそうなるかなと思ってます。そのような中で、一定の年齢を超えてきたときに、やはり専門性を生かしてもらおうというのは一つかなと思います。</p> <p>もう一つは、やはり今ジョブ型雇用という形で、専門性を限った中途採用をすると、ここも一つ専門性においては不足してる人材を入れていくという一つの手かなと思ってます。ですから、今働いている職員で専門性を高めたい、この辺も自己申告と、本人との意見交換もさしていただきながら、やはりそこで役職よりも専門性を高めたいという人も中にはいるかということもございます</p>

ので、そこはしっかりコミュニケーションを図りながら進めていければなと思ってます。ただ、この年齢構成のバランスを大切にしていくには定期的に若い人材に何とか入っていただけるような採用のやり方も含めて、人材獲得には努力をしていきたいなと思ってます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

ありがとうございます。職員の方が生き生きと役場で働くことが、住民サービスの向上になると私は考えておりますので、そのように進めていただきたいと思います。

次に、2番目の質問に入ります。自然災害に対する町の取り組みについて。私の一般質問通告書は5月31日に提出しました。それから2日後に土砂災害警戒、大雨の警戒レベル4相当の警報情報が発生するとは思ってなかったです。本年5月に石川県能登地方とか千葉県南部に震度5強以上の地震が発生しました。ですから、吉野町においても地震のみならず、それこそこの前のような、線状降水帯による大雨や洪水警報、土砂災害などの自然災害がいつ起きてもおかしくない状況です。6月2日に吉野町には災害対策本部が設置され、翌日の土曜日の昼間までずっと町の職員が各地の状況を見て把握し、対応していただいたと思うのですが、実際に私の住んでいる喜佐谷でも6名の方が避難されました。ただし、防災にマップに載っているような避難場ではなくて、別のところ。喜佐谷の避難所は公民館になっておりまして、喜佐谷の川の近くです。象の小川は、普段は緩やかな流れなのですが、大雨のときに私も見に行きましたが、もうあと10センチほど水位が上がれば道に溢れ出てくるというそういう状況でした。ですから、公民館では危ないから、ちょっと高い位置にあるお寺のほうへ避難されたわけです。そういうこともありまして、役場だけではなくて、消防団や自治会やいろんな組織を使ってでも、吉野町を守るようなことをして行かなければならないと本当に実感したわけです。防災マップはあるのですが、もう吉野町は至るところが危険な状況で避難場所の設定も危ないけど仕方がないかなという場所もなあって、それから何かあったときの備蓄を

	<p>吉野町はどこまで持っていて、また本当に町全体を含めた災害用の訓練も実施しているのかということをお聞きしたいです。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>まずは町の災害対策について大きな部分を私がお答えさせていただいて、担当課より詳細な数字回答させていただきたいと思います。</p> <p>藤本議員のおっしゃるとおり、先週の金曜日に台風と梅雨前線の形で、今までにない長雨、そして大雨が続いたということで、そのときの対応について、警報と同時に災害対策本部を設置して、そのあと気象庁のキキクルであったり、土砂災害防災情報システム等々、そのメッシュも状況を常に見ながら対応していくというのは、司令塔としては必要なのですが、想像以上に河川が増水してくるスピード等がありまして、やはり避難所におきましても従来の防災マップに載っている避難所では対応出来ないこともあろうかと考えております。平時から、いかにその備えをするかというのが一番大事であって、今まで大きい災害がなくて、各自治協とかに防災訓練とかしていただいた経緯もありますけども、コロナ以降、なかなかそういうのが出来ておりません。そこでもう一度、消防団、行政、自治会等々が連携しながらできるコミュニティ防災の形をしっかりとっていく、平時にコミュニティ防災会議等々をしながら、どういうふうに動いていくかというのをしていけないといけないなと思ってます。その中で、今年訓練におきましては、6月24日に中央公民館で職員の防災図上訓練をさせていただくというのが一つございます。そして10月22日には町民さんも巻き込んだ形で運動公園にて奈良県、そして吉野郡第6区分の町村、川上、東吉野、上北、下北も含めながら、県の防災訓練をさせていただく予定になっております。そこに向けて様々な準備もそうですが、シミュレーションもしていけないといけないということで、先ほどの町民さん等々へのコミュニティ防災的などころも、より進めてまいりたいと思っていますし、危険度マップ等々防災マップがあるのですけれども、この防災マップも瞬時のときに対応出来ない場合には、やはりスピードを見て、広域避難所をいち早く開設しながら、そこに誘導</p>

するというのも必要かなと思いますし、危険度マップというレベルも、もう少しコミュニティ防災の中で皆さん方に危険度を感じ取ってもらえるような仕掛けをしていくには、やはり国土交通省の洪水予報とかそういうのも、これからしっかりと見える化していくという形で動いてますので、そういったデジタルの図面やDXを生かしながら、防災に取り組んでまいりたいと思っております。それは大きな意味での、これからの防災に対する対策ということで、補足につきましては担当課長よりお願いします。

野木議長

辻中総務課長。

辻中
総務課長

今、町長から大半はお話をいただいたと思うのですが、防災マップにつきましては、令和2年4月に吉野町防災マップを改定しておるところでございます。ただ、随時バージョンアップがされておまして、今までは浸水想定区域等につきましては本流の吉野川だけやったんですけれども、中小河川の洪水浸水想定区域についても、県で見直しが行われておるという状況でございます。その結果が出次第、防災マップ等の改定についても取り組んでいきたいというようなところなんです。あと、避難場所等の部分なのですが、議員からも指摘ありましたとおり、イエローゾーンとかレッドゾーンの中にあるというようなところもございます。災害の状況に応じて、洪水であったり土砂災害、地震というようなところで、それぞれのケースでその部分については判断していかないといけないし、その場合の起こっている事象に対して、そこが使えるかどうかという適切な判断というのが必要になってこようかと思っております。今回、喜佐谷エリアのところ、いつも指定しているところとは違ったところに変更になりました。そのときに、きちんと役場にもご連絡をいただいたというところで適切な対応が行われて、非常に安堵しとるようなところがございます。そういった状況を踏まえながら、地域の住民さんとしっかりと話をし、こういう場合はここに避難所を置こうというようなところを避難所として変更していくというのは可能なことですので、その辺については、今後も地域住民さんともにお話をさせていただいて、改定等していけたらと思っております。

また備蓄品についてですけれども、現在吉野町では、食料品につきましては1万2,156食、飲料水1,800リットル、毛布については2,800枚というようなところですが。主には、香東にある旧あけみどりを防災倉庫として使用しております。それ以外は、飯貝庁舎であったり吉野山、あるいは中荘、国栖とかというように吉野町内に点在させて配備をしているようなところがございます。ただ、その見直しであったりというのも、今進めておるような配備数とかというようなところを検討しているようなところですが、その備蓄品で全ての町民さんの部分を補うということは出来ないということですので、災害協定をいろんな業者さんと結ばせていただいたりとかという取り組みも拡充させていっているというようなところでご理解いただけたらと思います。

それと最後に訓練のお話ですが、町長からありましたとおり、本年度県の防災総合訓練も10月に実施されるというところですが、それだけではなく、地域での学習会であったり訓練であったりというようなことも、今までコロナで実施出来ていなかったというところもありますので、今年度につきましては、地域からのお問合せというのも増えてきておりますので、積極的に一緒に学習会を開催していけたらと思っております。以上でございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

丁寧なご説明ありがとうございます。また訓練もされるとのことですが、ただ1点だけ私が気になるのが、今回の災害発生は金曜日の日中でしたので職員の皆さんは在庁されてました。今回のような大雨洪水というのはある程度予測できるので待機している可能性もありますけれども、夜間や土日の休みの日に地震とか予期せぬ災害があったときに、役場の職員の方は吉野町の方ばかりではないので、ほかから来るときに、今回でしたら、大淀町の芦原トンネルの高取側が通行止めになっていますし、今木も土砂が結構出ていました。鹿路も結構水が出る場所ですので、災害時に高取より向こうから来られる方含めて、一体どれだけの職員さんがここへすぐ来られて、何人かは来られなくなるから、自力でどっかから歩いてこなければいけないという想定をして、災害対策本部

野木議長	<p>をどうやっていくのかというのを一番心配しています。やっぱりこういうときってマンパワーが必要なので、役場職員さんが災害時に集合できる時間の把握はされてますか。それ、1点だけ聞かせください。</p>
辻中 総務課長	<p>辻中総務課長。</p> <p>今現在職員の警報発令時とか、あるいは震度4以上の地震が起こった場合、招集するようになっておるところなのですが、その部分については職員参集メール等を送ってということになっております。送らなくてもその事象が起こった場合は、登庁するということになってます。その辺のところでご質問ありましたとおり、どれくらいの職員が来れるのだろうかということ把握するために、抜き打ちで職員参集メールを送って、休みの日であったり夜であったりと送らせていただいて、今どこにいて何分で登庁できるというような訓練を実際に行っております。日によってその部分というのは違うのですが、大体の方々にレスポンスをいただいているので、その部分については把握に努めているということでご理解いただけたらと思います。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>本当に道路の遮断だけじゃなく、今回は近鉄の吉野線もストップしました。だから、電車で来ることもしゃない、車も無理、もう本当に例えば歩いてなら来られる。でも、歩いてきたときに一番遠い方は、多分その日に来られない。だから、いろんな場合を想定して対応できるようにしておくのが、僕は災害対策本部の一つだと。</p> <p>もう1点だけ申し伝えたいことが、本当に早くその対策本部が安全な場所に設置できるように、それを早急にしてほしいということで、私の質問を終わります。</p>
野木議長	<p>続いて、辻内正誠議員より出されております</p>

	<p>(1) 空き家対策と固定資産税の徴収について</p> <p>(2) 令和6年4月から可燃ごみ処理の進捗について</p> <p>の一般質問をお願いします。</p> <p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>2番 辻内でございます。一般質問の機会をいただきありがとうございます。一つ目の質問「空き家対策と固定資産税の徴収について」質問いたします。今回の質問は、危険な空き家への対応について主眼を置いた質問です。町に危険な空き家を修理してくださいというような内容ではございません。そもそも論として、町は危険な空き家の管理責任者を把握出来ているのか。出来ていなければ、できる仕組みに変更しないといけないのではないかという視点でございます。</p> <p>私が吉野町内を歩いても、壊れて、いたって景観を損ねているような家はそんなにはないと思います。ただ里道、いわゆる町道より狭い生活道路を歩くと、屋根から瓦が落ちてきそうな空き家と思われる家はそこそこあります。隠れた危険がたくさんあると思います。その近所の方が、誰が管理しているのかわからなくなっているのも、自分で里道に危険という目印のコーンを立ててるような実態がございます。空き家問題は10年15年後には、危険な空き家、あるいは景観を著しく壊すような家が非常に増えるという隠れた問題を持っていると思います。その際に、管理責任者が10年15年後にはっきりしているのかという疑問というか心配からの質問でございます。</p> <p>まず、事前に提出してある質問事項の詳細に書いてある、①空き家の管理責任者は、相続人もしくは法定相続人であるという、私の理解が合っているのか、間違っているのか、担当課長から簡単にご回答願います。</p>
野木議長	森脇協働のまち推進課長。
森脇協働のまち	空き家となった場合の管理責任者についてですが、こちらは所有者の方が亡くなっていれば法定相続人になります。以上です。

推進課長	
野木議長	辻内議員。
辻内議員	<p>そこで私自身の経験を話します。私は10年前に母方の祖母、つまり母親の母親を亡くしました。そして、その祖母が住んでいた家が空き家となりました。当時は母親も母親の兄弟も元気でした。つまり、私は直接の相続人ではございませんでした。ただ祖母と同じ吉野町に住んでいるというだけの理由で、私が祖母の死後の手続を役場で行いました。そのときのことははっきり覚えているのですが、祖母名義の家や土地の固定資産税は誰が払うのですかということ役場の方に尋ねられました。私が「いくらですか」と尋ねたら「数千円ですよ」と、「私でいいです」ということでもございました。同時に私はそのときに「私は直接の法定相続人ではないですよ」と答えたのですが、役場の担当者の方は「固定資産税を払っていただければそれで良いのです」という答えでもございました。このときは何も思わなかったのですが、最近思うにあたり、固定資産税を払っている方イコール、先ほど森脇課長がおっしゃった相続人、あるいは法定相続人であるということが必ずしも言えないということは、固定資産税を払ってる人が管理責任者であるということは言い切れないと、このように理解しているわけですが、この辺についてはどうお考えですか、担当課長からお願いいたします。</p>
野木議長	戸毛町民税務課長。
戸毛町民税務課長	<p>今、辻内議員がおっしゃいましたように、原則論として、まず固定資産税を納めていただく方、相続した場合は、法定相続人ということが一般論でございます。ただ、ご指摘にありますように法定相続人が複数いる場合は、最終どなたが相続されるかということについて時間がかかる場合もございますので、その場合、一旦相続が確定するまでの間、いわゆる納税管理人の設定をお願いするという形で、相続が成立されたら、その時点で改めて管理責任も含めて、税</p>

	<p>金の納税義務者も移るということでございます。</p> <p>改めて申しますと、原則論としては、法定相続人の方が納税義務者になりますが、今ご指摘があったように相続が確定されるまでは、場合によっては法定相続人ではなくて、税金とか物件の管理も含めて納税管理人を置くという制度もございますので、合致しない場合も一部あるというご理解をお願いしたいと思います。</p>
野木議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>法律的には難しいのだと思うのですが結果として、納税者が必ずしも管理責任を負っているということが、私の例のように、私の2代前ぐらい前だったら良いですけど、これが3代4代前となってくるともう分からないと、こういうことになろうかと思えますし、今も吉野町にそういう問題があるんじゃないかと思うわけでございます。</p> <p>そこで質問なのですが、0番に書いています、昨年空き家調査を吉野町としてはやってると思えます。この進捗、特に特定空き家、いわゆる外観を著しく壊してるとか、危険な状態の状況について教えていただきたいと思えます。</p>
野木議長	<p>森脇課長。</p>
森脇 協働のまち 推進課長	<p>それでは、ただいまの質問に対しましてご回答させていただきます。まず空き家調査についてですが、昨年度実施した空き家調査につきましては、自治協議会の集落支援員による調査、また水道の休廃止情報、固定資産の家屋取り壊し情報により、町全域で現地確認を行っております。さらに、その位置情報をもとに、上市地区、立野地区、飯貝地区については業者委託し、空き家の状況や程度を調査いたしました。調査結果については、3地区で空き家は150件となっております。</p> <p>特定空き家につきましては、地元自治会等からの情報により、特定空家の基準に基づき、建築士、空き家コンシェルジュ代表、そして町職員が外観目視に</p>

	より判定され、空き家対策協議会での意見を聞き、3軒を特定空き家に指定しております。また、特定空き家につきましては、解体の補助金を創設し、所有者、相続人に通知し、解体を促し、2軒は解体がなされております。残り1軒につきましては、現在相続人に解体するよう助言をしている状況です。以上になります。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	個人情報に関わることですので答えられる範囲でお願いしたいんですけども、もう1軒の最後におっしゃった特定空き家、今壊されていないものですが、その家は法定相続人がわかっていて、ある一定のAさんというならばAさんが、その人が責任を持って相続人をまとめてくれるような状態にあるのでしょうか、それとも一生懸命、今役場の人が、誰が法定相続人であるのかから調べているような状況であるのかだけ教えていただきたいと思います。
野木議長	森脇課長。
森脇協働のまち推進課長	残りの1軒につきましては、相続人は把握しておりますので、そちらの代表の方と話をしているところです。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	ありがとうございます。一つの事例の心配は消えました。 次に、そもそも空き家が家として法務局に登録されているのかと。もう空き家だけじゃありません、家そのものが登録されているのかという疑問でございます。これも実際私の経験から出てきた疑問でございます。 先ほど話した、私の亡くなった祖母の家は親族で話し合っ、全ての祖母の固定資産は、私が相続することとして手続を終えましたが、昨年理由があっ、

祖母の家だった家の登記簿謄本が必要になって法務局で調べますと、その家の登記そのものが建築したときにされていないことがわかりました。その家は、約45年前の昭和53年に建てたものですが、司法書士さんによると、昭和に田舎で大工さんが建てた家なら、ちよくちよくこういうことがありますよ、ということでございます。今は私のものとして、きっちり登記してございます。

家としては立っているが、家として登記されていないということは、法的には持ち主がないという家が吉野町にもあることは想定できるんですけども、法律のことですので私、詳しいことはわからないのですが、登記されていない家が空き家になったような際の管理責任者は一体誰になるのかということ、もしくは登記されていない家が吉野町にもっとあるのかということ、私の家が特殊だったと言えるのか、その辺りから始まるわけですけども、登記されていない家の管理責任者はそもそも誰なのかと、空き家になった際の管理責任者は誰になるのかというあたりについて教えていただきたいと思います。

野木議長

戸毛課長。

戸毛町民
税務課長

家屋のいわゆる未登記の話が、まず大きな問題だというご認識のご質問だと思います。確かに、町内の家屋について登記されている建物、それから未登記の建物が存在することは事実でございます。ただし、未登記物件であるから所有者がわからないということではなくて、固定資産税も町として課税をさせていただいております。最初に法律的な問題として、固定資産税の納税義務者という考え方の中に、辻内議員が言われたように、固定資産の所有者が固定資産税の納税義務者になるという立てつけが一つあって、その次に、この所有者をどう考えるかという考え方が法律上の展開になるというご理解でまずいきたいと思っております。

一つ目は、辻内議員がおっしゃられたように、登記簿上に記載されている方は、イコール所有者であるということになります。それから固定資産税の中でいうと、その所有者の中に土地の保管課税台帳、もしくは家族の保管台帳というのが町にありまして、いわゆるその所有者を特定しておると、その方に固定

資産税を課税しておりますので、登記簿上の所有者、それから町で管理している課税台帳と今言わせていただきますけども、課税台帳の方を所有者として課税をするということなのでその方が所有者になると。

少しだけ話を膨らますと、例えば相続するときに、普通登記が動けば動きますけども、未登記物件については動かない可能性がある。ただ、相続の登記が変わったときには、あわせてこちらから課税台帳で所有者を特定しておりますので、この所有者はどうされますか、というような形で追いかけているということです。

完全に所有者がわかった状態かと言われたら、一部小さい小屋の建物であったりとかというところは難しい部分があるかと思えますけども、そういう意味では所有者をある程度特定出来るとというようなことになりますので、イコール管理責任もその方に及んでくるというような考えが一般的であると考えております。以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。後ほど、もう少し私が勉強させていただきたいと思います。

次に、これはきっと私が今回疑問に思っているようなことが、国レベルで起こってるからなってきたらと思うのですが、6月の広報17ページに載っている「空き家対策特別措置法の改定、相続申請の義務化」というのがあるので、簡単に教えていただきたいと思います。国土交通省の資料は30ページございますので、私は読んだのですが非常に難しい内容でございます、そもそもこの相続申請の義務化という言葉が非常に気になるわけですが、何を目的とした法の改正かということ、今ご存じの範囲で1、2分程度で教えたいと思います。

野木議長

戸毛課長。

戸毛町民 税務課長	<p>辻内議員に質問いただきましたことについて、簡単にご説明をということでございますので、先に辻内議員がおっしゃられたように、今回の法律改正がなぜ行われるのかという大きな目的を簡単にご説明させていただきます。</p> <p>先ほど来から吉野町でも問題になってますように、吉野町の中でも特に多いですけども、いわゆる亡くなられた方が現れて、その建物、土地を相続していくというのが一般的な今までの流れでございます。ただし、吉野町は特にそうかもしれませんが、実際に法定相続人の方が町内にいらっしゃらないとか、物件の管理上の問題もあったりして、いわゆる相続登記、誰が相続するかというようなところが曖昧になっているということと、税金の場合は、納税通知書を送らせていただいて、ある程度特定しますけども、いわゆる登記を変更されないというような物件が多数ございます。それは、実は吉野町だけではなくて、全国的に相続をするときに、新たに名義を書き換える相続登記をされないということで、これが何代も続くと、その土地であったり家屋であったりするものが、誰のものかわからなくなるという事象が今後増えてくるだろうと。その中に、空き家の問題も含まれてくるのだろうと思います。</p> <p>その大きな課題を解決する一つの施策として、令和6年4月1日から相続により不動産を取得した相続人は、相続をしたことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されるということです。これは簡単に申しますと、相続登記をすぐしなさいということではなくて、相続をしなければならぬときから、誰がこの相続の申請をしていくのか、まずきちっと届出をしなさいということで、それを3年以内に終えてくださいと。ちょっとそれぞれの相続登記とか、いわゆる法定相続人が何人かおられたら遺産分割協議とか、ちょっと難しい話ありますけども、それが成立するか否かというようなこともありますけども、そもそも相続を知った日から誰が相続してるかという申請をきちっとしていきなさいというようなことが、土地については義務づけられる。土地というか家屋も登記物件についてはですね。実は未登記物件については、その対象外にはなっているのですが、実は従前の法律から、その未登記物件についても所有を変えるときから、本来は表題登記といいまして、誰がするのかをしなければいけないという法律上の規定がございます。ただ、ここは厳密</p>
--------------	--

に国のほうでも運営されてないということがあって、空き家の問題もあわせて出てきているということなので、この土地の相続登記を義務化することによって、あわせて今の家屋の分も登記が進むのではないかというようなことで、今の法律改正が行われるというようなことでございます。以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございました。家に帰って、また 30 ページの資料をもう一度勉強したいと思います。

まとめといたしまして、先日 NHK のクローズアップ現代でやってたのですが、これは大都会ですけれども、東京の世田谷区で空き家問題が大きくなって、世田谷区の職員さん 10 名以上が空き家対策専任となって仕事をされてました。その仕事のほとんどが、相続人は誰かと、あるいは空き家の管理責任者が一体誰なんだということを探すことですね、これに時間をとっている。吉野町では恐らく 10 人も専任にいらないでしょうけれども、早急に特に空き家になるのですが、固定資産税を払っていただいたらオーケーだということは改めて、この固定資産税を払ってる人は相続と関係ある人かどうかということぐらいは、何らかの形で調べていただきたいと思います。

吉野町は平均年齢が 65 歳を超えています。一番多い世代は、いわゆる今平均年齢が 75 歳前後の団塊の世代の方だと思います。その方々に聞けば、空き家になっている家も、あそこの家はこういう兄弟で、息子さんがどうこうで、どこどこに行ってというように、まだ連絡はつくと思うのですが、私の世代まで下がってきますと、私もさすがに三茶屋のいろんな家のことはよくわかってないと、こういうことでございます。

私の例で言いますと、私は祖母の孫にあたります、孫は 8 人だったと思います。その孫 8 人に仮に 2 人ずつの子供がいたとしたら、ひ孫は 16 人、そのひ孫同士は顔も合わせたことがないというのが実態でございます。そうなってくると、いよいよ 16 人の内の誰が管理の責任、固定資産税数千円だったら、恐らくうちの息子が払うことになるのでしょけれども、その家の取壊しやらどうやら

というたら何で私がせなあかんねん、何でうちの息子がせなあかんねん、ということのうちの子は言うと思うのです。そういうことが起こらないうちに、先ほど戸毛課長が説明して下さった法律を先取りしてでも、吉野町ではきちんとこうやってますよという、何か先進事例のようなことをやっていただいて、NHKのテレビ出演を目指していただきたいなど、このように思い、一つ目の質問を終わらせていただきます。

二つ目の質問、来年の4月からの可燃ごみ処理の進捗について質問します。この質問は先ほど上滝議員も同じ質問をされておりますので、私からは簡単に結論のみを質問いたします。

私は昨年9月の定例会の一般質問で、当時の確認事項と進捗に質問しました。その最後に私は「町民にこうやっていきますということをいつ発表出来ますか」という質問をいたしました。その回答として町長は「令和5年7月9月とは言わず、できるだけ早くと言えるのが今の精いっぱい回答です」ということをおっしゃいまして、私は、交渉事項があることだからしょうがないなということ納得したわけでございます。

ところが昨今、上滝議員もおっしゃってましたけども、町中を歩いているとか、うろうろしてますと、案外やまと広域環境衛生事務組合ですか、いわゆる御所に持っていくということですけども、そのこと自身を知らない方がたくさんおられます。この議会中継を見ている方は、町長のからは報告があったということが分かるわけですけども、私の理解では今まで広報にも出たことがない、それが一番の原因だと思うのです。今のままにしておくと、もう先が来年の4月と決まっているので、どねんかって、どねんかってんねんという声が、ますます大きくなってくるんじゃないだろうかと心配をするわけです。

そこで町長に質問させていただくのですが、基本合意は既に済んでいるという私の理解ですけども、現在詳細事項を詰めていると、そしてほぼ90何%か知りませんが、10月には全てを報告するというようなことを広報の7月号4分の1ページを使ってでも住民にお知らせすることが、住民の皆様の不安を解消することになるんじゃないかと、ベターじゃないかと、嘘になっては大変だということも

野木議長	<p>あろうかと思いますが、その辺り町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。</p>
中井町長	<p>中井町長。</p> <p>自席から失礼いたします。ごみ処理に対する体制の方向性でございますが、辻内議員から質問いただいたとおり周知をどうするか、これが非常に大事かと思っております。前回の質問に対しても、できるだけ早く町民の皆さん方にお伝えしたいというのが私の本意でございます。その流れが先ほどの上滝議員のご質問にもありましたが、最終段階ということできています、首長合意のもとでしっかりと、やまとクリーンパークの組合議会への説明・報告、そして吉野町議会の皆さん方への報告、そして審議をしていただくという形をできるだけ早く取りたいという形で今まで進めてまいりました。その節目として10月かなということでございますけれども、ただ10月から進めるにしても、もうちょっと早い段階での周知が必要になってこようかと思っております。そのような中で、組合議会に関しましては、7月後半ぐらいにやまとクリーンパークの組合議会が予定はされております。そして、そのあとできるだけ早い段階で議会の皆さん方に説明をさしていただきたい。その流れの中で、広報紙を使う、CVYを使うという形でしっかりと説明をすることが責務だと思っておりますので、恐らくその時点である程度の周知に動けるかと思っておりますので、辻内議員からおっしゃっていただいたような形で、できるだけ丁寧に周知できるような体制をとる準備はしてまいりたいと思います。</p>
野木議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>ありがとうございます。いずれにしましても、繰り返しになりますけれども、知らない方たくさんおられます。そして、その方々は不安にも思っておられます。その声が大きくなるリスクとその発表のタイミングが遅らされ、確実になるところまで持っていったときの、やはり行く前に発表してしまったリスクということが非常に難しいかと思っておりますけれども、町長並びに関係職員の方が判断</p>

に間違ふことのないようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

野木議長

一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

12日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

10日 休会

11日 休会

12日 午前10時 総務文教厚生委員会

12日 総務文教厚生委員会終了後 産業建設委員会

13日 午前10時 予算決算特別委員会

14日 予備日

15日 予備日

16日 午前10時 本会議（第2日目）

12日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

（ 午前11時41分 散会 ）

令和5年第2回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和5年6月16日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 6月16日 午前10時00分開会
4. 応招議員

1番	藤本昌義	2番	辻内正誠
3番	欠員	4番	下中一平
5番	山本義史	6番	上滝義平
7番	野木康司	8番	中西利彦
9番	西澤巧平		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 5番 山本義史
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	土居正明	参事	黒田祐介
総務課長	辻中哲也	公民連携室長	小西修司
協働のまち推進課長	森脇登志男	町民税務課長	戸毛祥博
長寿福祉課長	吉村直樹	暮らし環境整備課長	山本剛
産業観光課長	中尾勇	教育次長	上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	坂本やよい	主査	川崎由果
----	-------	----	------
10. 議事日程

日程1		委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
日程2	議第22号	吉野町税条例の一部を改正することについて
日程3	議第23号	令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第4号について 追加議案等
日程4	選第7号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程5	議第24号	令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号について

- 日程 6 議第 25 号 動産の買入れに係る財産の取得について
- 日程 7 同第 2 号 吉野町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程 8 同第 3 号 吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程 9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
- 日程 10 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただ今の出席議員総数は7名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程1 6月9日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。</p> <p>まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平 委員長にお願いします。</p>
西澤委員長	<p>総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。</p> <p>本委員会は、6月12日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>まず、議第22号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、個人住民税について、森林環境税の賦課徴収の方法及び納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加すること、軽自動車税について、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除外すること及び不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更することに伴う条例改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。</p> <p>また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明がありました、総務課が所管する庁舎健全度調査と庁舎老朽化に伴う危機管理体制については、4月25日の臨時会終了後の全員協議会において説明があった、庁舎健全度調査についての結果報告と結果を踏まえた暫定的な危機管理体制の整備並びに行政サービスの提供方法の変革について説明を受けました。以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。</p> <p>なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。</p>

野木議長	<p>続いて、産業建設委員会 下中一平 委員長にお願いします。</p>
下中委員長	<p>産業建設委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等はございませんでしたが、調査、審査の結果につきましてご報告を申し上げます。</p> <p>本委員会は、6月10日10時57分から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>まず「台風2号による被害状況について」は、6月9日現在、確認している集中豪雨による被害件数は143件、県道才谷吉野山線は陥没により通行止め、林道は吉野大峯線において現在通行止めになっているとの報告がありました。災害件数の内訳につきましては、町道関係では山側からの崩土・路肩崩壊が60件、内公共災害分として7か所を災害要件に該当するか確認中、次に町河川関係につきましては、増水による石積みの抜けなどが9件、次に農地関係では、災害の要件を満たすか確認中が5件、次に林道治山関係では18件、内治山事業の要件を満たすか確認中が7件、県管理においては、緊急事業者により対応を行っており、里道の崩壊・水路のつまり等、町で対応出来ないものについては27件で、地元での復旧の意思確認を行っていると報告がありました。また、全体被害額については、現在算出を行っており、集計が出来次第、全予算と相殺を行い、不足額については補正で対応させていただきたい旨の説明を受けました。</p> <p>水道施設関係については、町内11浄水場のうち、7浄水場について、原水の高濁度や取水閉塞に伴うトラブルが発生しましたが、6月5日の夕方に全面回復しているとの報告がありました。</p> <p>続いて「ごみ処理の方針について」は、可燃ごみは「やまと広域環境衛生事務組合」と協議・交渉中で、可燃ごみ以外は、令和5年10月より吉野町単独処理となるため、本町のごみ処理方針に応じた現吉野三町村クリーンセンターにおける既存施設や設備を活用し、処理できるよう進めたいとの説明がありました。また、ごみの減量化については、可燃ごみ水切りの徹底や分別の細分化等、持続可能な循環型社会のまちづくりの実現に向け、町民や事業者の方にわかり</p>

やすく情報の提供、協力を呼びかけたいと説明を受けるとともに、暮らし環境整備課環境対策室の事務機能につきましては、町の単独処理となる10月1日を目途に、現吉野三町村クリーンセンターへ移転を進めたいとの報告を受けました。以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事業につきまして、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

野木議長 続いて、予算決算特別委員会 藤本昌義 委員長にお願いします。

藤本委員長 予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、6月13日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

議第23号「令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第4号について」は、まず、補正の予算の概要として、補正規模は4,443万6,000円の増額で、予算総額を57億1,065万8,000円とするものであり、歳入の補正は「国庫支出金」として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,212万1,000円。

「繰越金」は、1,231万5,000円の増額であり、歳出の補正は「職員給与費」については、4月の人事異動に伴うそれぞれの予算科目での調整であり、一般会計全体として239万9,000円の増額であり、事業費の補正としては、議会費で議員1名の辞職に伴う議員報酬等330万2,000円の減額。総務費で「町議会議員補欠選挙事業」686万3,000円。民生費において「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金等の返還金」として145万円、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金等の返還金」として260万円。「農地保全活動推進事業」で100万円及び「ふるさと吉野商品券事業」で3,342万6,000円の増額であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会は本補正予算(案)を異議なく承認することといたしました。以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わり

ます。

野木議長

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第22号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第23号「令和5年度吉野町一般会計補正予算(案)第4号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにございせんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

追加議案が提出されております。

日程4 選第7号「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」

を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

それでは、ただ今から「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が2名生じたため、町村議会議員から2名を選出することになりますが、4名の立候補者があったため、奈良県後期高齢者医療広域連合規約第7条及び第8条に基づき、県内全ての町村議会において選挙が行われることとなったものであります。

なお、この選挙は広域連合規約第8条の規定により、県内全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっているため、会議規則第33条の規定に基づく、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。それでは、これより投票を行います。議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員総数は7名でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番 藤本昌義議員、2番 辻内正誠議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、投票用紙を配布させます。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配布しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

投票用紙の配布もれはありませんか。

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

立会人は前へお願いいたします。

投票箱は異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。

(議席 1 番より点呼)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番 藤本昌義議員、2 番 辻内正誠議員、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票

有効投票 7 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

中川靖広候補 0 票

森口 孝候補 7 票

坂本博道候補 0 票

松田哲子候補 0 票

以上のとおりです。

ただいまの選挙結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

日程 5 議第 24 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

黒田参事。

<p>黒田参事</p>	<p>ご説明申し上げます。提出議案等説明資料の2ページをご覧ください。議第24号「令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号について」ご説明いたします。</p> <p>まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,405万5,000円を追加し、補正予算後の歳入歳出の予算額を57億5,471万3,000円とするものでございます。</p> <p>歳入の補正といたしまして、19款「繰入金」財政調整基金繰入金4,405万5,000円でございます。また、歳出につきましては、7款「土木費」町道管理事業450万円の増でございます。こちらは、30万円を上限とする土木工事費、土木工事補助金15件分を増額するものでございます。続きまして、9款「教育費」社会教育施設管理事業22万円、中央公民館等管理運営事業93万5,000円でございます。こちらは、台風2号及び梅雨前線の影響による大雨によって、吉野山ふるさとセンター体育館、吉野町中央公民館及び国栖分館で発生した雨漏りに対する修繕費用でございます。続きまして、10款「災害復旧費」3,840万円でございます。こちらも台風2号等の影響による災害に対する復旧にかかる費用で町道、林道、河川等の復旧費用67か所分でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第24号について委員会の付託を省略することに決しました。</p> <p>議第24号「令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号について」意見を求めます。</p>

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 25 号「動産の買入れに係る財産の取得について」を議題として
上程し、議案は事務局が朗読します。

(事務局朗読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中
総務課長

失礼いたします。それでは、議第 25 号「動産の買入れに係る財産の取得につ
いて」をご説明させていただきます。議案等説明資料 3 ページをご参照いただ
けたらと思います。

取得する財産の品目につきましては、消防ポンプ自動車 CD-1 型 1 台。配置
場所につきましては、龍門第 3 分団。それから、取得金額につきましては、2,497
万円でございます。契約の方法については、指名競争入札による入札。相手方
につきましては、株式会社モリタ 関西支店でございます。その他参考となる
事項ですけれども、当該分団の車両につきましては、平成 8 年度に取得以降 27
年が経過しており、老朽化が著しく、これまでの点検時にも不良箇所が発見さ
れておりまして、修理を余儀なくされている状況が続いておりましたので、今
回更新をさせていただくものでございます。

なお、令和 5 年 5 月 11 日付奈良県消防力強化支援事業補助金 571 万円の交付
決定を受けておる次第でございます。以上でございます。ご審議のほどよろし
くお願いいたします。

野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「質 疑 な し」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第 25 号について委員会の付託を省略することに決しました。</p> <p>議第 25 号「動産の買入れに係る財産の取得について」意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「意 見 な し」 の声あり ）</p> <p>意見がないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を可決することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案を可決することに決しました。</p> <p>日程 7 同第 2 号「吉野町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>中井町長。</p>
中井町長	<p>説明をさせていただきます。吉野町の農業委員会の委員 12 名におきまして、令和 5 年 7 月 19 日をもって任期が満了することに伴い、新たに委員を選任する必要があるため上程をさせていただきます。任期のほうは、令和 5 年 7 月 20 日から 3 年間ということで、令和 8 年 7 月 19 日まででございます。12 名でございますけれども、新規が 3 名でございます。桶谷様、中井様、山田様という</p>

形でございます。福本様、辻様におかれましては、最適化推進委員から農業委員への変更でございます。他7名につきましては、継続任命ということでございますので、どうぞご同意のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を同意することに決しました。

日程8 同第3号「吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

坂口芳延氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

坂口芳延氏は、経歴にもありますように、昭和45年3月に奈良県立大宇陀高等学校を卒業され、平成19年9月に株式会社近鉄百貨店を退職されました。また、平成29年4月から令和3年4月は香東自治会長を務められており、町政地域活動のためにご尽力されております。

これまでの多方面にわたる知識と経験を生かし、委員としてご活躍いただけると確信しております。どうぞよろしくお願いいたします。

野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>町長にお伺いします。固定資産税の審査委員会っていう目的は何ですか。また、年に何回やっていますか。それだけお伺いしたいと思います。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>上滝議員の質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるとき、納税者は市町村に設置された固定資産税評価審査委員会に審査を申し出る。そのときに、審査会を開いていただいて対応する審査会となっております。</p> <p>昨年ですかね、恐らく審査会が何回開催されているかという質問があったかと思います。現在、担当課に確認しますと、コロナ等々によりなかなか、それが出来ていない、研修会等々もコロナ前はさせていただいてたということでございます。また、今後5類になりましたので、審査会等々は申立てがない限りしてませんけども、実際にそういう研修等々をしてまいりたいと思っております。</p>
野木議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質 疑 な し」 の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「意 見 な し」 の声あり)</p> <p>意見がないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本件を同意することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異 議 な し」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

よって、本件を同意することに決しました。

日程9 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より会議規則第75条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程10 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

本定例会上程いたしました追加議案を含めて全てご承認いただき、誠にありがとうございます。上程数そのものは少なかったのですが、各委員会におかれましても、慎重審議を賜り、ありがとうございました。

特に総務文教厚生委員会におきましては、庁舎の健全度調査の結果を報告させていただき、今のこの現庁舎、危険度が高いということで、危機管理体制を構築するという、そして業務継続の体制を確立するということの報告をさせていただきました。現在のこの庁舎におきましても、少し危険なところは早急に対応する、そしてまた、一部使用を禁止する等々、対応を進めてまいりたいと思っております。またそれと同時に、行政サービスの在り方でございますけれども、DXの活用、働き方改革による行政サービスを推進することにより災害リスクの低減、減少にも努めてまいりたいと思っております。

また、産業建設委員会におきましては、災害復旧がメインになりましたけれども、今回の補正予算追加もご承認をいただきました。ただ、災害状況を見極め、公共性の高い場所を優先的に復旧事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。今後、台風と線状降水帯による大雨が頻発化している時代でございますので、できる限り平時の訓練とタイムライン等々、しっかりとした連絡体制をとれる形で進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。そして、最後になりますけれどもごみ処理等々ですね、委員会、一般質問でもございました。最終的な段階に入っております。議員の皆さん方におかれましては、また臨時議会等々を招集させていただくことになろうかと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは最後でございますけれども、コロナが5類になって、若干経済が活発化しております。ただ、感染状況を見ますと、インフルエンザやコロナの感染も広がっているようでございますので、議員各位におかれましては、体調管理に気をつけていただきまして、議員活動を進めていただきますようお願い申し上げます、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これもちまして、令和5年第2回吉野町議会定例会を閉会いたします。ご

協力ありがとうございました。

(午前 10時 36分 閉会)

